

東松山市物価高騰生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰により負担が増大する市民の家計を包括的に支援するために行う東松山市物価高騰生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(カードの交付)

第2条 市は、この要綱の定めるところにより、市民1人につき、プリペイドカード（磁気的方法により次条に定める額が記録された代金又は料金の支払に使用することができるカードをいう。以下「カード」という。）を1枚交付する。

(カードに記録する額)

第3条 この要綱により交付するカードに記録する額は、1枚当たり5,000円とする。

(交付対象者)

第4条 カードの交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者

(2) その他市長が別に定めるところにより適当と認める者

2 市は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者にカードを交付することができる。

(1) 交付対象者が死亡したとき 交付対象者の相続代表者

(2) その他市長が別に定める事由に該当するとき カードの受領について交付対象者が指定した者であると市長が認める者

(交付方法)

第5条 カードの交付は、交付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて送付することにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情により住所とは異なる場所に居

住している場合は、市長が別に定める期間内に申し出た居所（日本国内に限る。）にカードを送付するものとする。

（辞退の申出等）

第6条 交付対象者は、カードの交付を辞退する場合は、市長が別に定める期間内に、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項に規定する辞退の申出がない場合は、交付対象者によるカードの交付を希望する意思表示があったものとみなす。

（本事業に関する周知）

第7条 市長は、本事業の実施に当たり、事業の概要、交付対象者の要件、交付の手順その他の本事業に関する情報について、広報紙及びホームページへの掲載等により市民に周知するよう努めるものとする。

（交付対象者がカードを受領しない場合の取扱い）

第8条 市長は、第5条の規定によりカードを発送した後、交付対象者の不在、所在不明等により当該交付対象者がカードを受領せず、当該カードが市へ返送された場合は、当該交付対象者に対するカードの受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、カードを再発送するものとする。

2 前項の規定によりカードを再発送した場合において、交付対象者の不在等によりカードが受領されず、当該カードが市に返送されたときは、当該交付対象者がカードの交付を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、カードの交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりカードの交付を受けた者に対し、当該カード（既に当該カードを使用している場合は、当該カード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第10条 カードの交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、カードの交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。